

瑞穂市 男女共同参画に関する調査 —調査の趣旨とご協力のお願い—

日頃から市政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この調査は、市民の皆様に男女共同参画に関するお考えやまちづくりに関するご意見などをお伺いし、今後の施策推進計画の基礎資料とする目的に実施する大切な調査です。ご回答いただく方は、市内に居住する満18歳以上70歳未満の方2,000人（男女各1,000人）を無作為に選ばせていただきました。

この調査票は無記名でご回答いただき、記入された内容は、すべて統計的な数値として処理するため、あなたのご回答やご意見が外部にもれたり、本調査以外の目的に使用することは一切ございませんので、率直なご意見をお聞かせください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成31年1月

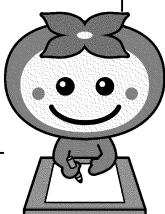
瑞穂市長 棚橋 敏明

＜ご記入にあたってのお願い＞

- ・封筒のあて名の方ご本人が回答してください。ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。
- ・回答は、該当する番号に○を付けてください。なお、「その他」を選ばれた場合は、番号に○を付けるとともに、() 内に具体的な内容を記入してください。
- ・設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、説明にしたがって回答してください。

＜調査票の返送方法について＞

- ・お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、
平成31年1月31日（木）までに投函してください。（切手は不要です。）



※本調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

瑞穂市役所 企画部 総合政策課

電話：058-327-4128

FAX：058-327-4103

メール：sougou@city.mizuho.lg.jp

※用語解説

■男女共同参画社会 ※問1に出てくる用語です

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）※問1に出てくる用語です

男女間の参画の機会の差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※問1に出てくる用語です

人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を自らの希望に沿って展開できる状態をいう。

■ドメスティック・バイオレンス（「DV」）※問1・19に出てくる用語です

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることがある。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

■セクシャル・ハラスメント（「セクハラ」、性的嫌がらせ）※問1・18・19に出てくる用語です

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものを含む。

■マタニティ・ハラスメント（「マタハラ」）

パタニティ・ハラスメント（「パタハラ」）※問1・18・19に出てくる用語です

労働者が妊娠・出産・育児に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。「マタハラ」は母親に対するもの、「パタハラ」は父親に対するものとすることを言う。

■性自認 ※問1に出てくる用語です

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということ。

■性的指向 ※問1に出てくる用語です

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

■LGBT ※問1に出てくる用語です

次の言葉の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

L（Lesbian、女性の同性愛者）、G（Gay、男性の同性愛者）、B（Bisexual、両性愛者）、T（Transgender、体の性と心の性に違和感がある人）

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなたご自身のことについておたずねします。
該当する番号に○を付けてください。

- ① あなたの性別は、(ご自身が自認する性でお答えください)

1. 男性	2. 女性	3. ()
-------	-------	--------

- ② あなたの年齢は、(平成31年1月7日現在の満年齢でお答えください。)

1. 18歳、19歳	2. 20歳～29歳	3. 30歳～39歳
4. 40歳～49歳	5. 50歳～59歳	6. 60歳～69歳

- ③ あなたの職業は、次のどれにあたりますか。(1～13のうち1つに○を付けてください。)
※出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自営業者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 3. 自由業（開業医、弁護士等）	⑤へ
家族従業員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 6. 自由業（開業医、弁護士等）	
雇用者	7. 管理職 8. 専門技術職 9. 事務職 10. 労務職	④へ
無職	11. 主婦・主夫 12. 学生 13. その他の無職	⑤へ

- ④ 7～10にあたる場合は、下の欄の1～4のうち1つに○を付けてください。

その雇用形態は	1. 正規雇用者 2. 労働者派遣・事業所の派遣社員 3. パート・アルバイト 4. その他()
---------	--

- ⑤ あなたには配偶者（婚姻届を出していない事実婚を含む）がいますか。(1～4のうち1つに○を付けてください。)

1. 未婚	2. 配偶者あり	3. 配偶者と離別	4. 配偶者と死別
-------	----------	-----------	-----------

次の⑥は、⑤で「2. 配偶者あり」に○を付けた方のみお答えください。

⑥ あなたの配偶者の職業は、次のどれにあたりますか。(1~13のうち1つに○を付けてください。) ※配偶者が出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自営業者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 3. 自由業（開業医、弁護士等）
家族従業員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 6. 自由業（開業医、弁護士等）
雇用者	7. 管理職 8. 専門技術職 9. 事務職 10. 労務職
無職	11. 主婦・主夫 12. 学生 13. その他の無職

⑦へ

⑦ 7~10にあたる場合は、右の欄の1~4のうち1つに○を付けてください。

その仕事は	1. 正規雇用者 2. 労働者派遣・事業所の派遣社員 3. パート・アルバイト 4. その他（ ）
-------	--

次の質問からは、すべての方がお答えください。

⑧ あなたの家族構成は、

1. 単身世帯（ひとり暮らし）※単身赴任は除く	2. 1世代世帯（夫婦のみ）
3. 2世代世帯（親と子）	4. 3世代世帯（親と子と孫）
5. その他の世帯（ ）	

⑨ あなたには、同居しているお子さんがいますか。

1. いる	2. いない
-------	--------

次の⑩は、⑨で「1. いる」に○を付けた方のみお答えください。

⑩ あなたのお子さんは次のどれにあたりますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 未就学児	2. 小学生	3. 中学生以上の学生	4. その他（ ）
---------	--------	-------------	-----------

次の⑪は、すべての方がお答えください。

⑪ あなたのお住まいの地域は、

1. 生津地域（馬場・生津）	2. 本田地域（本田・只越）	3. 穂積地域（別府・穂積・稻里）
4. 牛牧地域（十九条・牛牧・野田新田・野白新田・宝江・祖父江・犀川）		
5. 西地域（七崎・居倉・森・田之上・唐栗・宮田・大月）		
6. 中地域（重里・美江寺・十七条・十八条）	7. 南地域（古橋・横屋・中宮・呂久）	

I 男女平等に関する意識についておたずねします。

問1 次にあげるAからRまでの言葉について、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。（当アンケートを受け取る前の状況についてお答えください。）

	内容を知っている	内容は知らないが聞いたことはある	知らない
A 男女共同参画社会基本法	1	2	3
B ポジティブ・アクション	1	2	3
C ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3
D ドメスティック・バイオレンス	1	2	3
E セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
F マタニティ・ハラスメント (職場における妊娠婦へのいやがらせ)	1	2	3
G パタニティ・ハラスメント	1	2	3
H 配偶者暴力防止法	1	2	3
I 男女雇用機会均等法	1	2	3
J 育児・介護休業法	1	2	3
K ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3
L 男女共同参画社会	1	2	3
M 瑞穂市男女共同参画推進条例	1	2	3
N 瑞穂市男女共同参画基本計画	1	2	3
O 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）	1	2	3
P 女子差別撤廃条約	1	2	3
Q 性自認、性的指向、LGBT	1	2	3
R 病児（病後児）保育	1	2	3

問2 次にあげる8つの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。AからHまで、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
A 家庭生活	1	2	3	4	5	6
B 職場	1	2	3	4	5	6
C 地域活動の場	1	2	3	4	5	6
D 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
E 法律や制度	1	2	3	4	5	6
F 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
G 政治の場	1	2	3	4	5	6
H 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問3 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。最も近い考え方の番号（1～5）1つに○を付けてください。

1. 「男は仕事、女は家庭」がよい
2. 男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である
3. 男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かれ合うのがよい
4. 「女は仕事、男は家庭」がよい
5. その他（ ）

問4 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、どのようなことが最も重要だと思いますか。以下から1つだけ選んで○を付けてください。

1. 法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものなくすこと
2. 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めること
3. 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること
4. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
5. 男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること
6. 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
7. その他（ ）
8. わからない

II 家庭生活・結婚・家庭観についておたずねします。

問5 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見を伺います。AからEまで、それぞれ該当する番号（1～4）1つに○を付けてください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対
《結婚について》 A 結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい	1	2	3	4
《家庭について》 B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
C 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活する方がよい	1	2	3	4
D 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4
《離婚について》 E 結婚したら、離婚してはいけない	1	2	3	4

次の問6は、配偶者がいる方（婚姻届を出していない事実婚を含む。）のみお答えください。

問6 あなたの家庭では、次の家事を主に誰が分担していますか。AからHまで、それぞれ該当する番号（1～7）1つに○を付けてください。

	夫	妻	夫婦平等	子ども	家族全員	その他の人	該当なし
A 掃除	1	2	3	4	5	6	
B 洗濯	1	2	3	4	5	6	
C 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	
D 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	
E 子どもの世話、教育・しつけ	1	2	3	4	5	6	7
F 高齢者等の介護	1	2	3	4	5	6	7
G 家計の管理	1	2	3	4	5	6	
H 自治会行事などの参加	1	2	3	4	5	6	

次の問6－2は、配偶者がいる方（婚姻届を出していない事実婚を含む。）のみお答えください。

問6－2 あなたが家事・育児・介護に携わる時間は、一日あたりどれくらいですか。勤務日と勤務日以外の日について、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	全くなし	30分未満	30分～1時間未満	1時間～3時間未満	3時間～5時間未満	5時間以上
A 勤務日	1	2	3	4	5	6
B 勤務日以外の日	1	2	3	4	5	6

問7 安心して子どもを生み育てるために必要なことについて、あなたはどのように思いますか。(○は3つまで)

1. 出産・子育てに対する経済的な支援の拡充
2. 子育て中の柔軟な勤務形態の充実
3. 父親が子育てに十分かかわることができる職場環境の整備
4. 子育ての悩み相談窓口の充実や子育て支援に関する情報提供の充実
5. 訪問事業などによる子育て支援や保護者の不安感の軽減
6. 保育サービスの充実(保育時間の延長や病児・病後児保育の充実など)
7. ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童クラブなど、地域の子育て支援の充実
8. 子育て中の専業主婦のリフレッシュ支援
9. ひとり親家庭等への支援
10. 子育て中の仲間(ネットワーク)づくり
11. 出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり
12. その他(具体的に:)

問8 あなたは、男性が家事・育児を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 1. 男性も家事・育児を行うことは、当然である | 2. 家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる |
| 3. 男性自身も充実感が得られる | 4. 子どもにいい影響を与える |
| 5. 仕事と両立させることは、現実として難しい | 6. 家事・育児は、女性の方が向いている |
| 7. 妻が家事・育児をしていないと誤解される | 8. 周囲から冷たい目で見られる |
| 9. 男性は、家事・育児を行うべきではない | |
| 10. その他(具体的に:) | |
| 11. 特にない | |

III 就労・働き方についておたずねします。

次の問9、問10、問11は、現在、職業に就いている方のみお答えください。

問9 あなたの働き方について、希望に最も近いものは次のどれですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念したい
2. 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させたい
3. 家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい
4. 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させたい
5. 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念したい

問 10 あなたの働き方について、現在の状況に最も近いものは次のどれですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している
2. 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている
3. 家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている
4. 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている
5. 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念している

問 11 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 生計を維持するため | 2. 家計を補助するため |
| 3. 住宅ローンなど借金返済のため | 4. 子の教育資金を得るため |
| 5. 将来に備えての貯蓄のため | 6. 自分で自由に使えるお金を得るため |
| 7. 生き甲斐を得るため | 8. 自分の能力や資格を活かすため |
| 9. 視野を広げたり、友人を得るため | 10. 社会に貢献するため |
| 11. 仕事が好きだから | 12. 働くことは当然のことだから |
| 13. 家業であるから | 14. その他 () |

次の問 12 は、現在、職業に就いていない方のみお答えください。

問 12 あなたが働いていないのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 経済的に働く必要がないから | 2. 他にやりたいことがあるから |
| 3. 家庭にいるのが当たり前だから | 4. 家事負担が大きいから |
| 5. 子育て・介護のため | 6. 健康上の理由から |
| 7. その他 () | |

次の問 13 からは、すべての方がお答えください。

問 13 女性が職業に就くことについて、あなたはどうお考えですか。最も近い考え方の番号(1～6) 1つに○を付けてください。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1. 女性は職業に就かない方がよい | 2. 結婚するまでは職業に就く方がよい |
| 3. 子どもができるまでは職業に就く方がよい | 4. 子どもができても職業を続ける方がよい |
| 5. 子どもができたら職業をやめ、
大きくなったら再び職業に就く方がよい | 6. その他 () |

問 14 今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号（1～11）すべてに○を付けてください。

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図ること
4. 年長者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について、当事者の考え方を尊重すること
5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域での活動について、その評価を高めること
6. 労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
7. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方が可能になること
8. 男性が子育てや介護、地域での活動を行うための、仲間づくりを進めること
9. 仕事と家庭や地域でのその他の活動との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口があること
10. その他（ ）
11. 特に必要なことはない

問 15 それぞれの家庭において、男女が共に「仕事と家庭を両立」をするためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。該当する番号（1～12）3つに○を付けてください。

1. 年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり
2. 柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制、在宅勤務）
3. 代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用できる職場環境づくり
4. 出産や介護等で退職した場合の再雇用制度の導入
5. パートタイマーなどの労働条件の改善
6. 所得税の配偶者特別控除など税制の見直し
7. 男女間の賃金格差をなくす
8. 育児・介護休暇中の賃金、その他の経済的給付の充実
9. 保育や介護の施設・サービスの拡充
10. 企業経営者の意識改革
11. 働き続けることに対する家族や周囲の理解と協力
12. その他（ ）

IV ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者・パートナーからの暴力）など、人権への配慮についておたずねします。

問 16 あなたはこれまでに、配偶者や交際相手から A から D の行為を受けたことがありますか。それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

※ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視する、あるいは、あなたやあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫などの精神的な嫌がらせを受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3
D 生活費を渡さないという経済的な制裁を受けた	1	2	3

1つでも○があれば、
問16-1へ

↓
問17へ

次の問16-1は、問16で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問 16-1 では、この5年については、どうでしたか。AからDまで、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視する、あるいは、あなたやあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫などの精神的な嫌がらせを受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3
D 生活費を渡さないという経済的な制裁を受けた	1	2	3

1つでも○があれば、
問16-2へ

↓
問17へ

次の問16-2は、問16-1で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問16-2 あなたは、配偶者や交際相手から受けたそのような行為について、誰かに相談しましたか。該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

1. 相談した

相談した先すべてに○を付けてください。

- a. 警察 b. 県女性相談センター c. 市役所 d. 法務局
e. 人権相談 f. 親 g. 友人
h. その他 ()

2. 相談しなかった

相談しなかった理由はなんですか。該当する記号すべてに○を付けてください。

- a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから
b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
c. 相談しても無駄だと思ったから
d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
h. 世間体が悪いから
i. 他人を巻き込みたくないから
j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
k. そのことについて思い出したくなかったから
l. 自分にも悪いところがあると思ったから
m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
n. 相談するほどのことではないと思ったから
o. その他 ()

3. その他 ()

問17 あなたはこれまでに、配偶者や交際相手に次のようなことをしたことがありますか。AからDまで、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をした	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視した、あるいは、恐怖を感じるような脅迫をした	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要した	1	2	3
D 生活費を渡さないという経済的な制裁をした	1	2	3

1つでも○があれば、
問17-1へ

問18へ

次の問17-1は、問17で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問17-1 その理由は何ですか。もっともあてはまる番号1つに○を付けてください。

- 1. つい、カッとなってやってしまった
- 2. 自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした
- 3. 仕事や日常生活のストレスがたまっていた
- 4. 相手がそうされてもしかたのないようなことをした
- 5. 相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った
- 6. 親しい関係ではこうしたことは当然のことである
- 7. その他 ()
- 8. 特に理由はない

次の問18は、すべての方がお答えください。

問18 あなたは、セクハラ、マタハラ、パタハラを経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- 1. セクハラ・マタハラ・パタハラを受けたことがある
 - 2. 身近にセクハラ・マタハラ・パタハラを受けた当事者がいる
 - 3. 相談を受けたことがある
 - 4. 経験はないが、言葉としては聞いたことがある
 - 5. 言葉自体を聞いたことがない
- } 問18-1へ
} 問19へ

次の問18-1は、問18で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問18-1 セクハラ、マタハラ、パタハラを受けたのはいつ頃ですか。該当する番号に○を付けてください。

- 1. この1年にあった
- 2. この2~4年にあった
- 3. 5年以上前にあった

次の問18-2は、問18-1に答えた方のみお答えください。

問18-2 その時あなたは誰かに相談しましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した

相談した先すべてに○を付けてください。

- a. 警察
- b. 県女性相談センター
- c. 市役所
- d. 法務局
- e. 人権相談
- f. 親
- g. 友人
- h. その他 ()

2. 相談しなかった

相談しなかった理由はなんですか。該当する記号すべてに○を付けてください。

- a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから
- b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- c. 相談しても無駄だと思ったから
- d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- h. 世間体が悪いから
- i. 他人を巻き込みたくないから
- j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
- k. そのことについて思い出したくなかったから
- l. 自分にも悪いところがあると思ったから
- m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- n. 相談するほどのことではないと思ったから
- o. その他 ()

3. その他 ()

次の問19は、すべての方がお答えください。

問19 ドメスティック・バイオレンス(以下DVという)、セクハラ、マタハラ、パタハラ等の行為が社会問題となっていますが、これらの行為をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。該当する番号(1~11)すべてに○を付けてください。

- 1. 男性に対して、DV、セクハラ、マタハラ、パタハラ等についての意識啓発を行う
- 2. 女性に対して、DV、セクハラ、マタハラ、パタハラ等についての意識啓発を行う
- 3. 法律・制度の制定や見直しを行う(罰則の強化など)
- 4. 犯罪の取り締まりを強化する
- 5. 過激な内容のビデオ、ゲーム等の販売や貸出しを禁止又は制限する
- 6. 被害者を支援し、暴力に反対する住民運動を盛り上げる
- 7. 被害者のための相談窓口、保護施設を整備する
- 8. 加害者に対するカウンセリングや更生を促すプログラムを実施する
- 9. 放送、出版、新聞などのマス・メディアが倫理規定を強化する
- 10. 家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる
- 11. その他 ()

V 社会参画についておたずねします。

問 20 次の地域社会活動のうち、あなたが参加している活動は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 町内会や自治会の活動 | 2. PTAの活動 |
| 3. 子ども会の活動 | 4. スポーツ指導の活動 |
| 5. 自然観察・自然保護の活動 | 6. 文化財・伝統文化の保護・伝承の活動 |
| 7. 高齢者や障がい者等の支援の活動 | 8. その他（ ） |
| 9. 参加していない | |

問 21 女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ、女性が就くことが少ないのが現状です。このように、企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。該当する番号（1～9）3つに○を付けてください。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 男性優位の組織運営 | 2. 家族の支援・協力が得られない |
| 3. 女性の能力開発の機会が不十分 | 4. 女性活動を支援する人的ネットワーク不足 |
| 5. 家庭・職場・地域における性別役割分担や性差別の意識 | 6. 女性の側の積極性が十分でない |
| 7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない | 8. 制度や税制などの社会のしくみが女性に不利にできている |
| 9. その他（ ） | |

問 22 女性の社会進出があまり進んでいない分野へ女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号（1～6）すべてに○を付けてください。

- | | |
|--|--|
| 1. 政党などが、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする | |
| 2. 企業が自主的に、女性社員の採用や管理職への登用、教育訓練などに目標を設けて取組を進める | |
| 3. 国や地方公共団体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする | |
| 4. 理工系学部など女性の進学が少ない大学の学部への進学を促すための取組を進める | |
| 5. あらゆる専門分野において女性の研究者が増える取組を進める | |
| 6. その他（ ） | |

問 23 あなたが地域活動をしようとする場合、障壁となっていること、障壁となるであろうと思われることがありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1. 仕事が忙しく、時間がない | 2. 職場の上司や同僚の理解が得られない |
| 3. 家事・育児が忙しく、時間がない | 4. 子どもの世話を頼めるところがない |
| 5. 親や病人の介護を頼めるところがない | 6. 配偶者や家族の理解が得られない |
| 7. 経済的な余裕がない | 8. 自分の健康や体力、気力に自信がない |
| 9. 自分のやりたい活動をしている
グループや団体を知らない | 10. 身近なところに活動する場所がない |
| 11. その他（具体的に： ） | |
| 12. 特に障壁はない | 13. わからない |

問 24 あなたは、「女性の活躍が推進されている」とはどのような状態だと思いますか。
(○はいくつでも)

1. 女性の勤続年数が長くなること
2. 出産しても、子育て期間中でも仕事を続ける女性が増えること
3. 退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれること
4. 働く女性の割合が増えること
5. 自ら会社・事業を経営する女性が増えること
6. 女性が従事する職種・職域が増えること
7. 仕事に対する意欲（モチベーション）が高い女性が増えること
8. 管理職や地域の会長などの役員につく女性が増えること
9. リーダーや会長の選定や昇進を検討する際に男女の性別を意識しなくなること
10. 仕事や家庭、地域活動などに男女の固定的な役割分担がないこと
11. その他（具体的に：）

VI 市の男女共同参画社会づくりの推進施策についておたずねします。

問 25 「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、行政はどのように力を入れていくべきだと思いますか。該当する番号（1～17）すべてに○を付けてください。

1. 男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う
2. 男性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う
3. 女性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う
4. 講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催により意識啓発を行う
5. 調査・研究機能を強化する
6. 男女共同参画推進のための拠点や相談窓口の機能を充実させる
7. 地域での自主的活動やボランティア活動を支援する
8. 男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する
9. 学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる
10. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
11. 職業能力の開発や、職業訓練機会の充実を図る
12. 法律や制度面での見直しを行う
13. 女性を政策決定の場に積極的に登用する
14. 女性に対する暴力を根絶するための施策を推進する
15. 男女の身体的特質に配慮した健康づくりを推進する
16. その他（）
17. 特にない

男女共同参画社会の実現などについて、ご意見やご要望、こんなイベントがあつたら参加したいなどがございましたら、ご自由に記入してください。